

新築奨励・市内消費喚起事業（新築・空き家バンク購入者対象）

津久見市内に住宅を取得された方に対し、その取得に要する経費のうち、市内で消費された額を助成対象経費として算出した助成額相当の商品券を支給します。

【助成対象者】

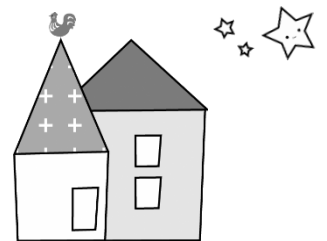
住宅を取得（新築又は空き家バンク登録物件購入）するための契約を締結し、この住宅の所有者として登記をされた登記名義人であって、この住宅に定住している者。

【助成対象経費（下記経費のうち、市内で消費された経費）】

- 住宅を新築するために要した経費（建築費用、建築資材購入費、水道工事、外構工事など）
- 新築住宅又は空き家バンク登録物件を購入するために要した経費
- 新築住宅又は空き家バンク登録物件を購入した後、改修に要した経費
（購入後6か月以内の改修に限る。）
- 住宅を取得した後に必要な備品等の購入に要した経費
（登記日又は住民基本台帳に記録された日のいずれか遅い日から、前後それぞれ1か月以内に消費された経費に限る。）

【助成額】

- ・助成対象経費の合計額×0.4＝助成額（上限30万円）
- ・子育て世帯（申請時点で、中学生以下の子どもを育てている世帯）
 - 子どもが1人いる世帯……5万円加算
 - 2人いる世帯……10万円加算
 - 3人以上いる世帯……20万円加算
- ・婚姻の届出日から3年以内の新婚世帯……子どもの数に関係なく助成額上限50万円
※子どもの数による加算制度との併用不可



【補助要件】

- 世帯員全員が市税等を完納していること。
- 世帯員全員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つものでないこと。
- 市の実施する各施策に関する調査等に協力すること。
- 津久見市移住応援給付補助事業補助金及び津久見市空き家利活用事業補助金の交付対象者でないこと。